

第 5 経理の状況

1 財務諸表等

本機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。また同条第 4 項により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅延なく、財務諸表を官報に公告しなければならないとされています。

平成 22 年度決算財務諸表につきましては、平成 23 年 8 月 12 日付で文部科学大臣の承認を受け、官報の公告に向けた手続きを進めているところです。

なお、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、財政投融资を活用している事業に関し、一定の前提条件（金利、事業規模など）を設定し、将来にわたる資金収支（キャッシュフロー）等を推計することで、国（一般会計等）から投入される補助金等の額を試算するものとして、政策コスト分析が公表されております。

本機構の政策コスト分析については、奨学金貸与事業のうち有利子貸与事業が対象となっております。詳細につきましては、下記の財務省ホームページをご参照ください。

財務省ホームページ

<http://www.mof.go.jp/filp/reference/policy_cost_analysis/index.htm>